## 被災者生活再建支援法施行令

平成十年十一月五日政令第三百六十一号

平成二十二年九月三日政令第百九十二号平成十九年十二月十二日政令第三百六十一号平成十六年三月三十一日政令第二百十六号平成十六年三月三十一日政令第九十九号改正 平成十二年六月七日政令第三百三号

(支援金の支給に係る自然災害)

する自然災害とする。二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当二条、被災者生活再建支援法(以下「法」という。)第二条第

この条において同じ。)の区域に係る当該自然災害にの条において同じ。)の区域に係る当該市の区とする。以下に該当する被害(同条第二項の規定により同条第一項第一日然災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第自然災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第自然災害により災害救助法施行令(昭和二十二年政令第

生した都道府県の区域に係る当該自然災害 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が

係る当該自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域に四 自然災害によりその区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口(地方自治法第二百五十四県の区域内の他の市町村(人口(地方自治法第二百五十四県の区域内のと域第二号に規定する被害が発生した都道府の 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域に

五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口十万未満のものに係る当該自然災害における市町村(人口十万未満のものに係る当該自然災害における市町村(人口十万未満のものに係る当該自然災害におり五以上の世帯における市町村(人口十万未満のものに係る当該自然災害により五以上の世帯って、その自然災害により五以上の世帯における市町村(人口十万未満のものに係る当該自然災害が発生したものに係る当該自然災害に規定する都道府県の区域に隣接する都五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都

(構造耐力上主要な部分)

号)第一条第三号に定めるものとする。柱等は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世(特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例)

生した市町村の区域に係る当該自然災害

自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が

「特定長期避難世帯」という。)とする。帯(同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下

六十 がその区域の全部について行われた市町村 項の規定による立退きの指示(以下「避難勧告等」という。) による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第 る公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区 期間が通算して三年を経過したもののうち、当該 区域の全部又は一部について同法第六十条第四項 |内に再度居住することとしているもの ていた者が属する世帯で当該避難勧告等が 下同じ。)の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住 |第二百二十三号| 第六十条第一項若しくは第五項の規定 当該自然災害について災害対策基本法 一条第三項において準用する場合を含む。)の規定によ (昭 (特別区を含む。 行われ 和三十六 %市町村の (同法第 れている 年法

当該立 項の がその区域の全部に 入制 .警戒区域からの退去の命令 (以下 「立入制限等」 という。) 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第 「同条第三項において準用する場合を含む。) でなくなった日 規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁 入制限等が 限等が行わ 再度居住 のうち、 れ けることとしているも 行われ 当該市町村 ついて行われた市町村の区域内に当該 から起算 た時に居住していた者が属する世帯で ている期間が通算して三年を経過 の区域の全部又は一 して二年以内に当 若しくは 該市 部 が警戒 町 村の 企又 第二 一項

2

法第三条第四項の政令で定める額は、

同条第二項の規定に

るときは、三百万円)とする。による額)に七十万円を加えた額(その額が三百万円を超えよる額(同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定

千円」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み 用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは 同条第三項」とあるのは「同条第五項におい 替えるものとする。 る同条第二項第一号」と、 第一号」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用 ついて準用する。この場合において、 「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項」と、「 前二項の規定 は、 法第二条第二号ハに該当する単数世帯 前項中「 同 第一項中 条第二項」とあるのは て読み替えて準 「五十二万五 「同条第一 す 12

(支援金の支給の申請)

第四条 これを都道 において同じ。) に定める額及び前条第二項 提出してしなければならない。 合にあっては、 り支援金の あることを証する書面その 三月を経過する日までに、 該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十 の規定による加算額に係る部分を除く。)の支給 いて読み替えて準用する場合を含む。 「同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。 法第三条第一項の規定による支援金(同条第二項各号 府県 支給に関する事 当該支援法人。 (当該都道府県が法第四条第一項の規定によ 申請書に、 務 他内閣府令で定める書面 の全部を支援法 以下この条において同じ。)に 第三項において同じ。) 当該世帯が被災世帯で (同条第三項にお の申請は、当 を添えて 次項

- 2 当することを証する書面その他内閣府令で定める書面 給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過 する日までに、 る額に係る部 これを都道府県に提出してしなければならない。 申請書に、 分に限る。)の支給の申請 項 の規定による支援金 同条第二項各号に掲げる世帯に該 (同 は、 **全条第二** 当該支援 項各号に定 匠を添え 金の 支
- 3 法第三条第一項の規定による支援金(前条第二項に規定する 法第三条第一項の規定による支援金(前条第二項に規定する 法第三条第一項の規定による支援金(前条第二項に規定する おります こればならない。
- るときは、その期間を延長することができる。 規定による支援金の支給の申請をすることができないと認め世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における

(内閣府令への委任)

めの手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。第五条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のた

附則

(施行期日)

1

この政令は、法の施行の日(平成十年十一月六日)から施

行する。

(合併市町村に係る特例)

2

この項において同じ。)により設置され、 域の一部となった市町村をいう。以下この項において同じ。) 町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町 域の全部若しくは一部を編入した市町村 かに該当する自然災害とする。 然災害は、第一条に規定するもののほか、 の区域であった区域に係る法第二条第二号の政令で定める自 て「合併市町村」という。)の区域のうち合併関係 に編入することで市町村の数の減少を伴うも を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他 (二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をも 平成三十二年三月三十一日までに行われた市 又は他の市町村の区 (以下この 次の各号のいずれ のをいう。 って市 町 市 村 項におい 7村の区 0 以下

市町村 域に係る市町村の合併が行われた日の属 区域であって、その自然災害により五以上 おいて同じ。) 的な人口調査の結果による人口をいう。次号及び第三号に に 続く五年以 全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害 おいて官報で公示された国勢調査又はこれに準ずる全国 第一条第四号に規定する都道府県の区域のうち合併関係 (合併前人口 方に生じたものに限る。) が十万未満のものに限る。)の区域であった (市町村の合併が行わ する年及びこれに の世帯 れた日 の住宅が 前 (当該区 直 近

接する都道府県の区域のうち合併関係市町村(合併前人口二 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県の区域に隣

に係る市町村の合併が行われた日の属する年及びこれ 壊する被害が 同 く五年以内に生じたものに限る。) 条第 万 未満 かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全 号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣  $\mathcal{O}$ 発生したものに係る当該自然災害 t 0 に 限 る。 ) 0) 区域であ った区域であ - (当該 0 区域 て、

は一 隣接区域」という。)に隣接する区域 という。)及び特定区域(合併前人口が五万未満の合併関係 という。)の合併前人口(その区域の一部が合併市町 での間に市 た日前五年目に当たる日から、 域に限る。)のうち被隣接区域に係る市町村の合併が行われ る被害が発生した区域に限る。)を含む市町村の 市町村の区域であったものに限る。以下この号において「被 る被害が発生したもの であったものにあっては、二)以上の世帯の住宅が全壊す により五 Ł る場合における合併関係市町村 合併が行われた日 第一条第三号又は第四号に規定する都道府県が二以 係 0 のに限る。)の区域であった区域であって、 」が全壊、 部 た区域であって、 (その自然災害により一以上の世帯の住宅が全壊す (合併前人口が五万未満の合併関係市 する被害が 町村の合併が行われた合併関係市町村の区域で (以下この号に の翌日から起算して五年を経過する日ま 発生したもの その自然災害により一以上の世帯の (以下この号において「特定区域」 おいて「 被隣接区域に係る市町村の (合併) 隣接合併関 (被隣接区域の全部又 (当該区域 前人口が十万未満の その 区域 町村 係 自 労内の区 1然災害 いる合併 村  $\mathcal{O}$ 区域 Ě あ

> の合計 の合併が る当該自然災害(特定区域に係る市町村の合併が行 すべての合併前人口及び被隣接区域に係る合併関係市町 同じ。)及び被隣接区域に係る合併関係市町村の合併前 合併が行われた日の現在 係 域 日の属する年及びこれに続く五年以内に生じたも 口に比例して算出したものをいう。)。以下この号に 前の *の* 町村 人口 前 (隣接合併関係市町村が複数ある場合は、 人口の合計) となっ 0 当該 (当該合併関係市 合併 市 が五万未満である場合に限る。)に係 関 町 により都道府県知 村 係  $\mathcal{O}$ 市 町村の合併前人口を市 区 町 付にあ 域 の一部とな 0 7 事 は、  $\dot{O}$ 0 調 た それ 査 区 該 われた お した人 域 5 入口 村 11  $\mathcal{O}$ 0 7

·施行期日) 抄 附 則(平成十二年六月七日政令第三百三号) 抄

(平成十三年一月六日)から施行する。第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日

ら施行する。
成十六年法律第十三号)の施行の日(平成十六年四月一日)か成十六年法律第十三号)の施行の日(平成十六年四月一日)かこの政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平附)則(平成十六年三月三十一日政令第九十九号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 災者生活再建支援金については、なお従前の例による。 対する被災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する被後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に 「新令」という。)第四条の規定は、平成十六年四月一日以2 この政令による改正後の被災者生活再建支援法施行令(以
- 3 って、 ことが明らかになったことにより当該地域以外の地域におい 四項の規定による避難の必要がなくなった旨の公示があった 災者生活再建支援金については、 域において自立した生活を開始することが著しく困難である 地域に限る。)において自立した生活を開始する者又は当該地 対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第 て自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する被 一項の規定による避難のための立退きの指示を受けた者であ 自然災害により被災世帯となった世帯のうち、同日前に災害 前項の規定にかかわらず、平成十六年四月一日前に生じた 同日以後に、 当該指示に係る地域 新令第四条の規定を適用す (同日以後に同条第

№ 則(平成十九年十二月十二日政令第三百六十一号)

抄

(施行期日)

1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

・ヨヨンゝの運庁」で。(平成十九年法律第百十四号)の施行の日(平成十九年十二)

月十四日)から施行する。

二年六月十一日以後に生じた自然災害について適用する。支援法施行令第一条第六号及び附則第二項の規定は、平成二十この政令は、公布の日から施行し、改正後の被災者生活再建附、則(平成二十二年九月三日政令第百九十二号)